主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人岡田実五郎、同赤池基輝の上告趣意(二通)のうち憲法三八条一項、二項 違反をいう点は、記録に徴し、被告人の所論自白は任意になされたものと認めた原 審の判断は相当であるから、所論はその前提を欠き、判例違反をいうものと解され る点は、判例の具体的摘示を欠き、その余は、事実誤認、単なる法令違反の主張で あつて、以上すべて適法な上告理由にあたらない。また、記録を調べても、刑訴法 四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四八年二月九日

最高裁判所第三小法廷

| 裁判長裁判官 | 天 | 野 | 武 | _ |
|--------|---|---|-----|---|
| 裁判官 | 田 | 中 | = | 郎 |
| 裁判官 | 関 | 根 | /]\ | 郷 |
| 裁判官 | 坂 | 本 | 吉 | 勝 |